

小規模契約取扱基準

(目的)

第1 この取扱基準は、鎌倉市が締結する小規模な物品購入契約において、市内に本店のある業者(以下「市内業者」という。)に発注することに関し必要な事項を定め、市内業者の受注機会の拡大を図り、もって市内業者の健全な発展を支援することを目的とする。

(市内業者に発注する契約)

第2 市内業者に発注する小規模な物品購入契約とは、契約予定額が10万円以下で、市内業者が調達可能な物品の購入を目的とする契約とする。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この基準は、施行日以後に締結された契約について適用し、施行日前に締結された契約については、なお従前の例による。